

障害者訓練を担当する職業訓練指導員等に関する調査研究

職業能力開発総合大学校基盤整備センター 竹内 智彦・大野 武
伊藤 英樹

1. はじめに

障害者を対象とした職業訓練（以下「障害者訓練」という。）については、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）だけでなく、都道府県立の一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）においても、受け入れが進められている。

このことは、厚生労働大臣が策定する「第11次職業能力開発基本計画（令和3年度から令和7年度まで）」における障害者の職業能力開発では、障害者校は一般校での受け入れが困難な重度障害者を受け入れること、一般校は施設のバリアフリー化の推進や精神保健福祉士等の専門家の配置等により、障害者が入校しやすい環境を整備し、障害者の職業訓練機会の拡充を図ることがうたわれている。

これらのことから、障害の程度に応じて障害者校だけでなく一般校でも障害者の受け入れがさらに進められ、今後職業訓練に関しては、障害者校と一般校の垣根がなくなることで、すべての職業訓練指導員（以下「指導員」という。）に障害者訓練にも対応できるスキルが求められるようになって考えられる。

その一方で、都道府県からは、障害者訓練の職業訓練科目の大半を占める事務系職種に係る指導員養成訓練が職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）では設定されておらず、都道府県の指導員が保有する職業訓練指導員免許（以下「指導員免許」という。）の免許職種では障害者のニーズに合わせた訓練や指導が十分にできない等、障害者訓練

を担当する指導員不足の問題が指摘されているところである。

また、一般校における障害者訓練以外の訓練コースにおいて、診断を受けていないものの精神障害や発達障害と似た行動特性を有する「特別な配慮が必要な受講生」（以下「特配受講生」という。）が受講するケースが増えており、訓練現場では、指導員がその対応に苦慮しているという声も多く聞かれている。

本調査研究は、厚生労働省からの依頼により令和元年度から令和2年度の2カ年計画で、これらの課題にかかる現状把握および分析を行い、その結果から課題の抽出を行うことを目的とし、職業大および障害者校の指導員、厚生労働省、高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）職業リハビリテーション部で構成する研究会の議論やアンケート調査等から、障害者訓練を担当する指導員不足の解消に向けて、指導員養成、研修体系等についての提案を行った。ここではその結果の概要を報告する。

2. 調査研究の実施

2.1 実施の概要

本調査研究は、アンケートおよびヒアリング調査を基に研究会を実施し、以下の①と②の現状把握と分析を行い、その結果から課題の抽出および対応を検討していくこととし、③と④については、今後の障害者訓練を担当する指導員の養成に向けてのあり方等を探った。

- ① 障害者訓練を担当する指導員についての現状把握と分析
- ② 一般校の指導員の特配受講生への対応に係る現状把握と分析
- ③ 障害者訓練を担当する指導員に必要とされる指導員免許等について
- ④ 障害者訓練を担当する指導員の人材育成について

2.2 アンケートおよびヒアリング調査結果

①については、令和元年10月に、障害者校および障害者を対象とした訓練コースを実施している一般校49施設にアンケート調査を行った。なお、回収率は100%であった。また、直接現場の意見をうかがいたく、障害者校3施設、一般校1施設へヒアリング調査を行った。主な結果は以下のとおりである。

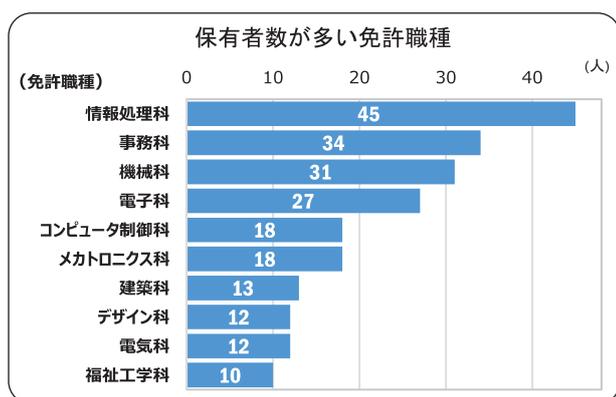


図1 保有者数が多い免許職種

障害者訓練を担当する指導員が保有する免許職種(図1)は「情報処理科」「事務科」の事務系コースの指導に係る職種が多い回答であったが、「事務科」の指導員免許については、職業訓練指導員試験が指導方法の学科試験以外は実施されていないため、高等学校教員免許所持者以外が取得するのは非常に困難な状況となっている。

また、障害者訓練を担当するために必要な障害者の特性を理解し、工学的な支援を行うことができる知識や技能をあわせ持つ免許職種である「福祉工学科」の指導員免許についても、同様の理由で取得が非常に困難な状況になっている。

なお、障害者訓練の多くが該当する普通職業訓

練短期課程では、訓練を担当する指導員は指導員免許保持者と同等以上の能力があることを求められるが、指導員免許の保有自体は義務付けられていないため、訓練科によっては指導員免許保有者がいないという回答も一般校にみられた。

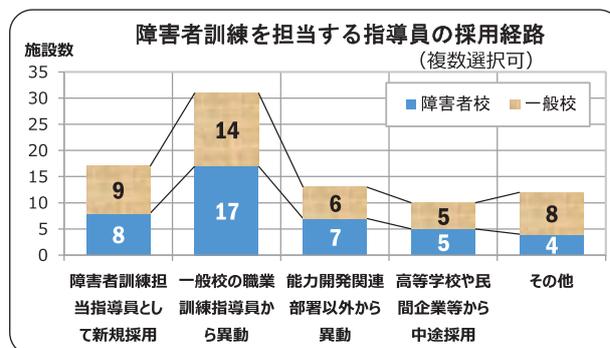


図2 障害者訓練を担当する指導員の採用経路

障害者訓練を担当する指導員の採用経路(図2)は、「一般校の職業訓練指導員からの異動」が最も多い回答であった。また、「障害者訓練担当指導員として新規採用」と「高等学校や民間企業等から中途採用」を合わせると「一般校の職業訓練指導員から異動」とほぼ同数であることから、一般校の指導員から異動で障害者訓練を担当する経路と障害者訓練担当指導員として新規または途中で採用される経路の、大きく2つの経路で採用されていることがうかがえる。

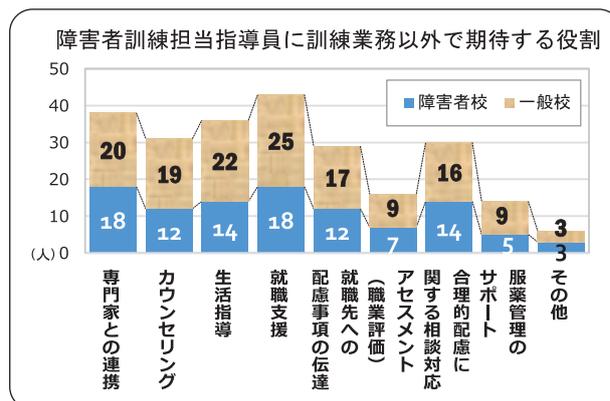


図3 指導員に訓練業務以外で期待する役割

訓練指導以外に障害者訓練を担当する指導員に期待する役割(図3)については、主に受講生の精神面と就職面のサポートを期待する回答が多かったが、精神面のサポートについては、指導員ではなく専門家に任せるべきという回答も複数みられた。

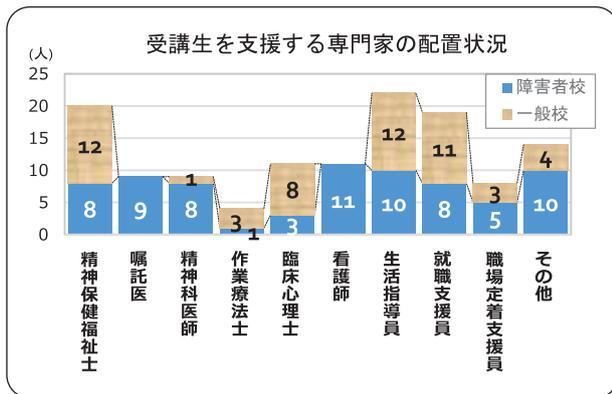


図4 受講生を支援する専門家の配置状況

受講生を支援する専門家の配置状況については、図4の回答となったが、不足状況については、精神保健福祉士と職場定着支援という回答が多く、現在、十分に配置されているとは言えない状況であった。

調査②については、令和2年10月に、一般校168施設に対してアンケート調査をおこない、回答率は94.7%であった。

主な結果としては、86%（138施設）で特配受講生について施設として把握しており、図5のように多くの施設で具体的な対応や配慮を行っているという回答であった。

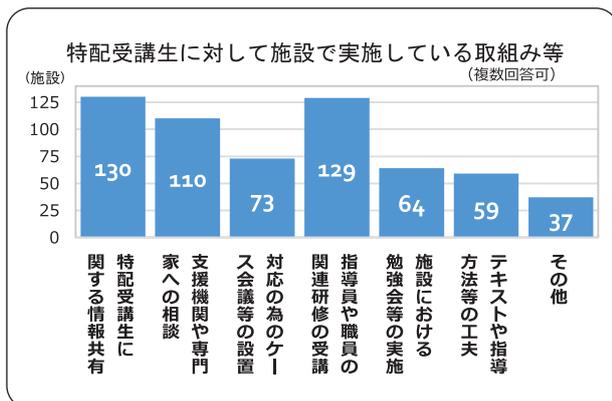


図5 特配受講生に対して施設で実施している取り組み等

また、特配受講生について、近年（ここ4～5年）増加傾向にあるかという設問については、70%以上の施設が「増加傾向にある」という回答であった。

特配受講生についてその行動特性を把握した「きっかけ」「場面」等については、さまざまな回答をいただいた。以下に一例を示す。

- ・本人、保護者等からの申告
- ・精神保健福祉士等の相談・カウンセリング
- ・コミュニケーションが取れない（そのためクラスでも孤立等）
- ・落ち着きがない（じっとしてられない、人の話を聞くことができない等）
- ・感情の起伏（喜怒哀楽）や抑うつが激しい、情緒不安定
- ・場の空気が読めない、その場の雰囲気を踏まえた行動ができない、暗黙のルールを理解していない
- ・生活指導において、他人への迷惑行為を自身が感じていない
- ・訓練の遅刻や欠席が多い（長期欠席、事前事後の連絡なし）
- ・期日や時間を守ることができない、忘れ物や紛失が多い
- ・断りなく訓練中に教室を抜け出す
- ・全体説明の途中であっても、質問がやまず繰り返す
- ・居眠りが多い、居眠りの自覚がない
- ・授業に集中できない
- ・板書および指導員の言葉を全てノートに取らないと不安だが、書いた内容を理解できない。書いた場所を探せない
- ・実習の作業速度が極端に遅い、作業を始めるまでに異常なほどの時間を要する
- ・指示した作業や作業手順を見せてもその通りに行わない、自分の判断で違う作業を行う
- ・同じ説明を繰り返し行っても理解できない
- ・危険予知ができない、夢中になると安全面に配慮した作業ができなくなる
- ・理解力が乏しい
- ・同時に2つまたは複数の作業を行うことができない
- ・指示通りの作業はできるが、考えて取り組む作業ができない
- ・板書を整理してノートにまとめることができない
- ・記憶が残らず、その日に理解していた/できていた内容が、次の日や週明け等一定時間がたつと、忘れてできなくなってしまう
- ・何度も同じ注意を受ける（注意された内容が理解できない）
- ・立体的空間把握ができない（作業方向や機械操作説明における左右の理解、水平垂直がまったくとれない、平面図と現物の関連性のある線が一致しない等）

一般校では、指導員や就職支援員等に障害特性の知識や障害者対応のスキルがないため、特配受講生への対応に苦慮しているとともに大きな負担になっており、また、受講生をサポートするための精神保健福祉士等の専門家についても、配置されていないか、配置されていても巡回の頻度が低く、研修の充実や精神保健福祉士等の専門家の配置及び充実が多くの施設で望まれていることが明らかになった。

3. まとめ

3.1 指導員の人材育成について

今回の調査により、障害者訓練を担当することになった指導員の多くは、障害特性に関する知識や障害者への対応スキルを持たない状態で配属され、試行錯誤を重ねながら訓練等への対応力を高めている実態が明らかとなった。

また、一般校においても特配受講生の増加が課題となっており、指導員や就職支援員等は障害特性の

知識や障害者への対応スキルがない中で対応をせまられているため、大きな負担となっている現状が浮き彫りとなった。

以上を踏まえ、研究会成果として主に指導員に向けた以下の2つの研修を提案する。なお、障害者校だけではなく、一般校の指導員についても特配受講生に対応するために、指導員のキャリアパスの中で「障害者訓練基礎研修（仮称）」を受講し、そのスキルを身につける必要があると考える。

【障害者訓練基礎研修（仮称）】

障害者校への異動前や異動直後に、障害者訓練を担当する指導員として必要な知識と対応を身につけるための基礎研修

【障害者訓練スキルアップ研修（仮称）】

障害者校での指導業務期間をとおして、障害者訓練を担当する指導員として対応力向上をはかるためのスキルアップ研修

また、研究会では、アンケート等の調査結果から障害者訓練を担当する指導員として新たに必要となるスキルを分析し、機構の指導員が障害者校へ異動時に実施している部内向けの研修等も参考に、カリキュラム（表1）の提案を行った。また、研修は指導員の能力向上に資するための訓練であるため、職業大が実施していくことを併せて提案する。

表1 研修のカリキュラム案

学科の科目	実技の科目
障害者職業訓練原理	障害者個別指導実践実習
	障害者個別指導 マネジメント実践実習
障害者就労支援	障害者就労支援実践実習
障害者個別指導 マネジメント	障害者職業訓練原理実践実習

3.2 指導員免許と人材確保について

今回のアンケート調査では、障害者訓練を担当するための新たな免許職種の新設を要望する意見も見受けられたが、すべての指導員に障害者訓練に対応できるスキルが必要になっていることを踏まえると、新たな免許職種の新設ではなく、将来的には全

ての指導員が障害者訓練および特配受講生への対応に必要となる基礎知識を有することが必要であり、職業大が実施する指導員養成課程における障害者訓練に対応できるスキル習得のためのカリキュラム充実等が不可欠であるということを研究会として提案する。

次に指導員の人材確保についてであるが、指導員（テクノインストラクター）の継続的安定的な養成・確保のための施策のひとつとして、指導員免許の受験資格および免除資格の追加・拡大が平成30年4月から行われており、障害者訓練を担当するにあたりニーズはあるが取得が困難な免許職種についても、取得要件等の緩和が行われることを期待する。また、これらの施策により指導員の仕事が広く認知され、まずは指導員候補となる人材を確保した上で、指導員養成課程において障害者訓練および特配受講生への対応に必要となる基礎知識を付与していくことで、障害者訓練を担当する指導員の不足が解消できるものとする。

3.3 専門家等の配置について

今回、障害者や特配受講生に対して、開かれた職業訓練を追求していくためには、指導員だけでは限界があり、日常生活や就職支援の面でより高い専門性を持ったスタッフによる集団支援体制作りが急務であるという状況が明らかとなった。特に受講生のメンタル面をサポートする精神保健福祉士の要望は高く、障害者校については常駐、一般校については特配受講生の対応または指導員や就職支援員等の職員への助言をいただくために、週1回以上の巡回相談ができる配置基準の拡充が望まれる。

4. おわりに

本調査研究を通して、障害者訓練を担当する指導員とその取り巻く状況の把握と解決に向けての課題およびその対応策について取りまとめを行うことができた。本調査研究にご尽力をいただいた全国の施設等の関係者、研究会の委員等に感謝の意を表するとともに、今後、これらの課題を解決するための一歩を踏み出すことを厚生労働省や職業大に期待する。